

**「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）」**

**に係る事前確認公募**

**公 募 要 領**

2022年5月23日



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要
2. 名称：脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）
3. 契約期間：2022年7月1日（金）～ 2023年3月31日（金）
4. 概要：調達する物件については「仕様書」を参照のこと。
5. 応募要件
6. 提案者は、法人格を有していること。
7. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
8. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
9. 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における「物品の販売」又は「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
10. 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
11. 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
12. 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
13. 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

3． 手続き等

(1)　担当部署：

応募（提出）先及び問合せ先：

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター　セキュリティ対策推進部　脆弱性対策グループ

　担当：板橋

電話番号：03-5978-7527

E-mail: isec-vm-kobo@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591　文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス16階

※　応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※　受付時間　10:00～17:00（12:30～13:30は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2)　参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

「1.契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の物件の提供が可能であり、かつ業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2022年6月2日(木)17時00分

場所：（1）に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

なお、参加意思確認書等を持参により提出する場合は、持参日の前営業日18時までに3.(1)の担当部署宛に電子メールで連絡してください。連絡なしで持参する場合は受け取れない場合があります。

【提出書類】

①　参加意思確認書（様式1）

②　2.応募要件を満たすことが可能であることを証する書類

③　令和4・5・6競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

④　委任状（代理人が提出する場合等）

⑤　会社概要（様式2）

4 その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　競争手続きに移行することになった場合、その旨後日通知する。

(3)　参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4)　契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(5)　契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

|  |
| --- |
| 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。（１）公表の対象となる契約先次のいずれにも該当する契約先①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外（２）公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名②　当機構との間の取引高③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上④　一者応札又は一者応募である場合はその旨（３）当方に提供していただく情報①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高（４）公表日契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）（５）実施時期　　　　平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。 |

（別記）

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

令和　　年　　月　　日

**参加意思確認書**

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　富田 達夫　殿

提出者　〒

住所

団体名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者所属役職氏名

連絡先　メールアドレス

TEL

FAX

　　　「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）」において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1　会社概要

※　会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2　応募要件

※　応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

【様式2】

**会社概要（1/2）**

|  |  |
| --- | --- |
| 会　社　名 |  |
| 　代　表　者　氏　名　 |  | URL |  |
| 本 社 住 所 | 〒 |
| 設 立 年 月 | 西暦　　　　年　　月 | 主 取 引 銀 行 |  |
| 資　本　金 | 百万円 | 資 本 系 列 |  |
| 従 業 員 数 | 人 | 加 盟 協 会 |  |
| 会社の沿革： |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 主要役員（非常勤は役職の前に○印を記す） | 氏　 名 | 年令 | 役職名 | 担当部門 | 学 歴 ・ 略 歴 |
|  | 才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
| 主　要　株　主 | 株　　主　　名 | 持株数 | 構成比（％） | 貴社との関係 |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
| 関 連 企 業 | 主要外注先又は仕入先 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**会社概要（2/2）**

|  |  |
| --- | --- |
| 会社概要に関する担当者連絡先 | 所在地　〒 |
| 所属・氏名 | TEL： |
| FAX： |
| E-mail： |
| 業　績 |  　 　　　 　　　　　期項目 | 前々期（確定）/　 ～ 　/ | 前　期（確定）/　 ～ 　/ | 今 期（見込み）/　 ～ 　/ |
| 売上高 |  百万円 |  百万円 |  百万円 |
| 営業利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 経常利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 資本勘定 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 当期未処分利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 借入残高（社債、割手含む） |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 定期預金残高 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 主要取引先とその売上高 | 主要取引先 | 直近決算時点における売上高 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
| 借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無 | 有・無 | 税金支払い遅滞の有無 | 有・無 |

（別紙）

仕　様　書

1. 本調達の概要
	1. 件名

「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）」

* 1. 概要

独立行政法人情報処理推進機構（以下「当機構」という。）セキュリティセンターが実施する脆弱性届出業務を運用するために必要な機器類の調達を行うものである。

なお、本調達は、2017年3月16日に公告した一般競争入札「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（賃貸借）」および2021年6月1日に公告した事前確認公募「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再リース）」にて調達した機器を再々リースする前提であるが、新規に同機器を貸与できる事業者を妨げるものではない。

* 1. 調達形態

（1）賃貸借契約とする。

（2）賃貸借期間は2022年7月1日（金）～ 2023年3月31日（金）

（9箇月間）とする。

* 1. 対象物品および数量

(1)ラックマウントサーバ他（一部のサーバについてはソフトウェア含む）

ア. IAサーバ 4式

イ. UPS装置 1式

ウ.ファイアウォール 2式

(2)パーソナルコンピュータ

ア. デスクトップ型コンピュータ 20式

イ. ノート型コンピュータ 7式

(3)ディスク類

ア. 外付けHDD 2式

イ. USB-シリアルATA変換ケーブル 2式

(4)ソフトウェア一式

1. 機器構成要件

既存の契約に基づき当機構に納入し、設置している機器がある場合にはその機器を対象物品とすること。それ以外の機器を対象物品とする場合にあっては、下記に示す構成要件を満たす物品を対象物品とすること。

* 1. ラックマウントサーバ他構成要件
		1. IAサーバ構成要件（1式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. 19インチのサーバラック（HP製 AF001A ラック 10642 G2）に搭載可能な1Uのラックマウント型であること。また、搭載する為に必要な器具一式を同梱すること。
2. 現在当機構で使用しているコンソールスイッチ（HP AF616A）に接続可能であること。また、接続する為に必要な器具一式を同梱すること。
3. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| ＣＰＵ | 1. クアッドコアのサーバ向けプロセッサまたは同等のものを２つ以上搭載していること。
2. 内部周波数は2.4GHz以上であること。
 |
| メモリ | 1. エラー訂正機能を有すること。
2. 16GB以上搭載し、搭載した全容量を利用可能であること。
 |
| 磁気ディスク | 1. RAID5構成にすること。
2. 磁気ディスクのI/Fは、SASとすること。
3. ディスクは3台以上とすること。
4. 上記構成後のディスクの実容量は1.0TB以上とすること。
 |
| ＬＡＮ接続インタフェース | 1. 通信速度1Gbpsにて全二重通信可能なEthernetポートを4つ以上有すること。
 |
| 光ディスク装置 | 1. DVD-ROM、CD-ROMを読む性能を有する装置を内蔵すること。
2. 光ディスク装置からのブートが可能であること。
 |
| その他 | 1. 「VMware vSphere Standard」を管理するソフトウェア「VMware vCenter Server」の最新版が動作するシステム要件を満たしていること。
2. 上記1.の「VMware vCenter Server」をインストールすること。また、本IAサーバで使用するために必要なライセンスを用意すること。
3. 「2.1.2」で調達する IA サーバ 3 式の ESXi を一括管理できること。
4. 上記1. の「VMware vCenter Server」が動作する最新のWindows Server OS がインストールされていること。また、１つのサーバライセンス、10のUser CALを用意すること。
5. 「2.4」で調達する「PowerChute Network Shutdown」をインストールして、UPS装置からIPネットワークを介してシャットダウン信号を受け、OSの自動シャットダウンが行えること。
6. 365日24時間連続稼働を想定した機器を選定すること。
 |

* + 1. IAサーバ構成要件（3式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. 19インチのサーバラック（HP製 AF001A ラック 10642 G2）に搭載可能な1Uのラックマウント型であること。また、搭載する為に必要な器具一式を同梱すること。
2. 現在当機構で使用しているコンソールスイッチ（HP AF616A）に接続可能であること。また、接続する為に必要な器具一式を同梱すること。
3. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| ＣＰＵ | 1. クアッドコアのサーバ向けプロセッサまたは同等のものを2つ以上搭載していること。
2. 動作クロックは、2.4GHz以上であること。
 |
| メモリ | 1. エラー訂正機能を有すること。
2. 64GB以上搭載し、搭載した全容量を利用可能であること。
 |
| 磁気ディスク | 1. RAID5構成にすること。
2. 磁気ディスクのI/Fは、SASとすること。
3. ディスクは3台以上とすること。
4. 上記構成後のディスクの実容量は、5TB以上とすること。
 |
| ＬＡＮ接続インタフェース | 1. 通信速度1Gbpsにて全二重通信可能なEthernetポートを4つ以上有すること。
 |
| 光ディスク装置 | 1. DVD-ROM、CD-ROMを読む性能を有する装置を内蔵すること。
2. 光ディスク装置からのブートが可能であること。
 |
| その他 | 1. サーバ仮想化ソフトウェアである「VMware vSphere　Standard」が動作するシステム要件を満たしていること。
2. 最新バージョンの「VMware vSphere Standard」をインストールすること。また、本IAサーバで使用するために必要なライセンスを用意すること。
3. 「VMware vSphere Standard」上で 64bit OS の仮想マシンを構築できること。
4. 「2.4」で調達する「PowerChute Network Shutdown」をインストールして、UPS装置からIPネットワークを介してシャットダウン信号を受け、OSの自動シャットダウンが行えること。
5. 365日24時間連続稼働を想定した機器を選定すること。
 |

* + 1. UPS装置要件（1式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. 19インチのサーバラック（HP製 AF001A ラック 10642 G2）に搭載可能なラックマウント型であること。また、搭載する為に必要な器具一式を同梱すること。
2. 停電時において、本調達におけるIAサーバ4台、設置済みNASサーバ（HP StoreEasy1440）を4分以上稼働できること。
3. 3U以下のラックマウント型であること。
4. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| 電源供給能力 | 1. 停電が発生した場合にもサーバのシャットダウン処理が正常に終了するまでの電力供給が可能であること。
2. 落雷等の瞬間停電（瞬時電圧低下）やノイズなどの障害時にもシステムへ安定した電源を供給すること。
3. 3,000VA以上の出力容量を1式で供給可能であること。
 |
| 管理機能 | 1. UPSの停電検出を受けて、電源を供給しているサーバ上で、OSの自動シャットダウンが可能であること。電源を供給しているサーバは複数あり、ネットワーク接続されているものとする。
2. 上記停電検出時に、停止シーケンスに必要な時間間隔を設定できること。
3. 設置済みNASサーバ（HP StoreEasy1440）にインストールしているPowerChute Network Shutdown（バージョン3.1）との親和性を考慮すること。
4. 4台のIAサーバの電源管理が可能なソフトウェアを用意すること。
5. バッテリの低下、UPS異常、入力電源異常などがLED等にて表示され、UPSの動作確認が可能であること。
 |
| その他 | 1. 「2.1.1」、「2.1.2」で調達するIAサーバで利用できること。
2. 入力プラグの形状は、NEMA L5-30Pであること。
3. バッテリの交換が容易に行えること。
 |

* + 1. ファイアウォール構成要件（2式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. 19インチのサーバラック（HP製 AF001A ラック 10642 G2）に搭載可能のアプライアンス型であること。また、搭載する為に必要な器具一式を同梱すること。なお、1Uよりも小さい場合は、据え置き型でよい。
2. 最大同時セッション数は60,000以上であること。
3. ファイアウォール処理能力が 200,000(パケット/秒) 以上であること。
4. パケットフィルタリング時の最大転送帯域は500Mbps以上であること。
5. IPアドレスやポート番号を見て通過の可否を決めるパケットフィルタリング機能を有すること
6. 通信フローを見てパケットの通過の可否を決めるステートフルインスペクション機能を利用できること。
7. TCPポート番号変換機能（NAPT）を有すること。
8. IPv4/IPv6に対応していること。
9. 1000Base-T Ethernetインタフェースが6ポート以上あること。
10. 管理インターフェースはHTTP、HTTPS、sshをサポートしていること。
11. ログ/監視機能として、Syslog、SNMPに対応していること。
12. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
13. 既存の装置（FortiGate 300D）と同等の設定を引き継げること、もしくは納入業者にて既存の装置の設定内容を移植できること。尚、VPN機能は利用していない。
14. OS、ドライバ等 のパッチについては、設定時の最新かつ安定バージョンの適用をすること。
15. OS、ドライバ等のパッチ適用をした場合、適用したパッチのメディアと適用手順が分かる資料を併せて納めること。
 |
| 冗長化 | 1. 2 式のファイアウォール間で構成やファイアウォール設定を共有できる冗長化構成にすること。
 |

* 1. パーソナルコンピュータ構成要件
		1. デスクトップ型コンピュータ構成要件（20式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. ２０式を同一の構成で用意すること。
2. 縦置き時に、幅110mm奥行380mm高さ345mm以内であること（スタンド等は含まない）。
3. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| ＣＰＵ | 1. クアッドコアのプロセッサまたは同等のものを搭載していること。
2. 内部周波数は3.2GHz以上であること。
3. 転送速度が5.0GT/s以上であること
 |
| メモリ | 1. 8GB以上を搭載すること。
 |
| 磁気ディスク | 1. 320GB以上を搭載すること。
2. C：ドライブに80GB以上割り当てられていること。
 |
| グラフィックス | 1. 1920×1080以上の解像度で利用可能であること。
 |
| キーボード | 1. 日本語109キーボードであること。
 |
| マウス | 1. USB接続のマウスであること。
 |
| ディスプレイ | 1. デスクトップ型コンピュータ１式あたり、液晶ディスプレイ装置１台を用意すること。
2. 21インチ以上の大きさであること。
3. 1440×900以上の解像度で利用可能であること。
 |
| ＵＳＢポート | 1. USB2.0、3.0規格に対応していること。
 |
| ＬＡＮ接続インタフェース | 1. 通信速度1Gbpsにて全二重通信可能なEthernetポートを1つ以上有すること。
 |
| 光ディスク装置 | 1. CD-ROM、DVD-ROM、およびCD-R/RW、DVD±R/±RWの読み書きが可能であること。
 |
| その他 | 1. Microsoft Windows 7,8.1,10 Professional（64bit）が動作すること。
2. Microsoft Windows 10 Professional(64bit)がインストールされていること。
3. 工場出荷時の状態に戻すためのCD-ROMまたはDVD-ROMメディアを、２０式に対して１式以上用意すること。
 |

* + 1. ノート型コンピュータ構成要件（4式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. ４式を同一の構成で用意すること。
2. 本体重量が2.2Kg以下であること。
3. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| ＣＰＵ | 1. デュアルコアのプロセッサまたは同等のものを搭載していること。
2. 内部周波数は2.0GHz以上であること。
 |
| メモリ | 1. 8GB以上を搭載すること。
 |
| 磁気ディスク | 1. 320GB以上を搭載すること。
 |
| キーボード | 1. 日本語キーボードであること。
 |
| マウス | 1. USB接続のマウスを同梱すること。
 |
| ディスプレイ | 1. 液晶ディスプレイ装置を搭載していること。
2. 14インチ以下の大きさであること。
3. 1366×768以上の解像度で利用可能であること。
 |
| ＵＳＢポート | 1. USB2.0、3.0規格に対応していること。
 |
| ＬＡＮ接続インタフェース | 1. 通信速度1Gbpsにて全二重通信可能なEthernetポートを1つ以上有すること。
2. 無線LAN機能が搭載されている場合、機能をOFFにできること。
 |
| 光ディスク装置 | 1. CD-ROM、DVD-ROM、BD-ROMの読み込み、およびCD-R/RW、DVD±R/±RW、BD-REの読み書きが可能であること。内蔵の装置がない場合は、4式に対して外付けの装置を2式用意すること。
 |
| その他 | 1. Microsoft Windows 10 Professional（64bit）が動作すること。
2. Microsoft Windows 10 Professional(64bit)がインストールされていること。
3. 工場出荷時の状態に戻すためのCD-ROMまたはDVD-ROMメディアを、４式に対して２式以上用意すること。
4. 本体の盗難を防止するためのセキュリティロックケーブルを４式同梱すること。
 |

* + 1. ノート型コンピュータ構成要件（3式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 本体 | 1. 3式を同一の構成で用意すること。
2. 本体重量が1.6 Kg以下であること。
3. AC100V 50Hzの商用電源で動作すること。
 |
| ＣＰＵ | 1. デュアルコアのプロセッサまたは同等のものを搭載していること。
2. 内部周波数は2.0GHz以上であること。
 |
| メモリ | 1. 8GB以上を搭載すること。
 |
| 磁気ディスク | 1. SSD 256GB以上を搭載すること。
 |
| キーボード | 1. 日本語キーボードであること。
 |
| マウス | 1. USB接続のマウスを同梱すること。
 |
| ディスプレイ | 1. 液晶ディスプレイ装置を搭載していること。
2. 14インチ以下の大きさであること。
3. 1366×768以上の解像度で利用可能であること。
 |
| ＵＳＢポート | 1. USB2.0、3.0規格に対応していること。
 |
| ＬＡＮ接続インタフェース | 1. 通信速度1Gbpsにて全二重通信可能なEthernetポートを1つ以上有すること。
2. 無線LAN機能が搭載されている場合、機能をOFFにできること。
 |
| 光ディスク装置 | 1. CD-ROM、DVD-ROM、BD-ROMの読み込み、およびCD-R/RW、DVD±R/±RW、BD-REの読み書きが可能であること。内蔵の装置がない場合は、3式に対して外付けの装置を2式用意すること。
 |
| その他 | 1. Microsoft Windows 10 Professional（64bit）が動作すること。
2. Microsoft Windows 10 Pro(64bit)がインストールされていること。
3. 工場出荷時の状態に戻すためのCD-ROMまたはDVD-ROMメディアを、3式に対して2式以上用意すること。
4. 本体の盗難を防止するためのセキュリティロックケーブルを3式同梱すること。
5. VGA端子とHDMI端子を具備していること。
 |

* 1. ディスク類構成要件
		1. 外付けHDD（2式）

| 構成品 | 要　　　件 |
| --- | --- |
| 磁気ディスク | 1. フォーマット後の容量が、1.7TB以上とすること。
 |
| ＵＳＢポート | 1. USB2.0、3.0規格に対応していること。
 |
| その他 | 1. 保存したデータを自動で暗号化する機能を有していること。
2. バスパワーで駆動すること。
3. 大きさがポータブル仕様で設計されていること。
 |

* + 1. USB-シリアルATA変換ケーブル（2式）

|  |  |
| --- | --- |
| 構成品 | 要件 |
| 本体 | 1. シリアルATA IIインタフェースをUSB3.0インタフェースに変換できること。 |

* 1. ソフトウェア要件

以下に、各物件毎の仕様を記述する。これらのソフトウェアのライセンスは永続的なものであるか、または9か月以上利用できるものであること。

保証は、修正パッチ・アップデート、サポート等の提供を受けられること。サポート等の対応時間は、平日9：00～17：00、またはそれと同等とすること。（但し、「VMware Workstation Pro」および「Symantec Encryption Desktop」については保守サポートが不要）

| 調達物件 | 仕様など | 数量 |
| --- | --- | --- |
| Microsoft Office 365 Business （新規の場合は、Microsoft 365 Apps for enterpriseでも可） | ・オープンプログラムのライセンスとすること。・日本語に対応していること。・インストールメディアを用意すること。 | 24 |
| MicrosoftMSDN Operating Systems （新規の場合は、Visual Studio Professional with MSDNでも可） | ・オープンプログラムのライセンスとすること。・日本語に対応していること。 | 10 |
| Adobe Acrobat Pro 2017（新規の場合は、Adobe Acrobat Pro 2020でも可） | ・インストールメディアを用意すること。 | 6 |
| Symantec Encryption Desktop | ・インストールメディアを用意すること。・PGP鍵によるファイル暗号化、仮想ディスク作成およびファイル共有する機能を使用できること | 20 |
| クライアント用ウイルス対策ソフト | ・日本語に対応していること。・Windows7、8.1、10 64bit で動作すること。・ユーザ操作により一時的に機能を無効化する機能を持つこと。・特定のフォルダ（ディレクトリ）を検査の対象から除外する機能を持つこと。・「サーバ用ウイルス対策ソフト」とあわせて集中管理できる機能を持つこと。・集中管理用ソフトウェアの動作環境として有償の OS が必要な場合は、別途ライセンスを用意すること。・商用製品であること。・インストールメディアを用意すること。 | 27 |
| サーバ用ウイルス対策ソフト | ・日本語に対応していること。・Windows Server 2012 R2、Windows Server 2016、Windows Storage Server 2012 R2、Windows Storage Server 2016 で動作すること。・ユーザ操作により一時的に機能を無効化する機能を持つこと。・特定のフォルダ（ディレクトリ）を検査の対象から除外する機能を持つこと。・「クライアント用ウイルス対策ソフト」とあわせて集中管理できる機能を持つこと。・商用製品であること。・インストールメディアを用意すること。 | 2 |
| Acronis Backup for Workstation | ・Windows 7、8.1、10 64bitで動作すること。・日本語に対応していること。・インストールメディアを用意すること。 | 20 |
| PowerChute Network Shutdown | ・インストールメディアを用意すること。 | 4 |
| VMware Workstation Pro | ・最新バージョンのライセンスを用意すること。 | 3 |

1. 調達に関する要件

既存の契約に基づき当機構に納入し、設置している機器とは異なる機器を納入する場合には、下記の対応を実施すること。

1. 当機構16階サーバ室等へ調達物品を搬入し、19インチラック（HP製 AF001A ラック 10642 G2）への取り付け作業及び以下に記載する設定作業を行うこと。なお、機器の搬入及びラッキングは平日日中（9:30-18:15）、データ移行は平日夜（18:15-）、最終的なシステム切り換え作業およびUPSの自動シャットダウンの動作確認は休日に行うこと。
* 既存サーバの取り外しを行い、当機構に引き渡すこと。

- 1Uサーバ 4台

- 1U ファイアウォール 2 台

- 2U UPS 1台

* 調達物品の取り付けに伴う、ラック内のレイアウト変更を行う。取り付け作業で、機器入れ替えに伴うケーブルの配線を行い、サーバラック内の構成や結線に変更が生じた場合は搭載図や結線図を更新・作成すること。また、接続先と接続元を識別可能にするためケーブル類にタグ付けを行うこと。
* ラックコンソールおよびKVMスイッチから調達物件が使用できる状態にする。
* UPSから「2.1.1」、「2.1.2」で調達するIAサーバへ電源を供給し、UPSの停電検出を受けてOSの自動シャットダウンが可能なように設定する。
* UPSから設置済みのNASサーバ（HP StoreEasy1440）へ電源を供給するよう結線すること。
* 既存資産であるVMware vSphere 6 形式の仮想マシンイメージに関して、「2.1.2」のIAサーバへデータ移行を行う。対象イメージは約150個(容量は約9.2TB)とする。
* 既存資産であるFortiGate 300Dと同等の設定となるよう「2.1.4」のファイアウォールへの設定を行う。
1. サーバラックへの取り付け作業後に、以下に記載する動作確認を行うこと。
	* ラックコンソールからサーバの操作が可能なこと。
	* UPSの停電検出による、サーバの自動シャットダウンが機能すること。
	* VMware vSphere 6 形式の仮想マシンイメージのデータ移行が正常に完了していること。
2. OS、ソフトウェア等に関しては、当機構からの指定がないものについては、原則最新のバージョン及び修正プログラム等を適用することとし、納品時点において最新の状態で提供すること。
3. ファイアウォールは設置時に冗長化構成が正常に動作していることを確認し、設定した通信ポリシーの通りに通信を制御できることを確認すること。
4. 「2.2.1」で調達するデスクトップ型コンピュータ（20式）、「2.2.2」で調達するノート型コンピュータ（4式）、「2.2.3」で調達するノート型コンピュータ（3式）について、既存の機器からデータ移行を実施すること。
5. 納入期限までに以下の資料を提出すること。
	* 「2.1.1」で調達するIAサーバのOS、VMware vCenter Serverの詳細な設定情報を記載した設定報告書。
	* 「2.1.2」で調達するIAサーバの設定情報や、移設した仮想マシンについて詳細に記載した設定報告書。
	* 「2.1.4」で調達するファイアウォールの詳細な設定情報を記載した設定報告書と、(4)にて実施する動作確認の結果を記載した現地試験報告書。
	* 「2.2.1」で調達するデスクトップ型コンピュータ（20式）、「2.2.2」で調達するノート型コンピュータ（4式）、「2.2.3」で調達するノート型コンピュータ（3式）について、移行作業で実施した設定情報を詳細に記載した設定報告書。
6. 対象外の作業を以下に記載する。
	* 設置済みのNASサーバ（HP StoreEasy1440）についてUPSの停電検出を受けてOSの自動シャットダウンの設定
7. 検収条件

「2．機器構成要件」に記載の物件すべてが揃っていることを機構担当職員が確認し、これらが確認された場合に検査の合格とする。

なお、検査の結果、ハードウェア及びソフトウェアの全部または一部に不合格が生じた場合には、受注者の責任において速やかに対応した上で、機構担当職員の再検査を受けること。

1. その他
2. 調達物品は、賃貸借期間中、正常に作動するのであれば、新品・中古品は問わない。
3. 機器類(２．機器構成要件)の搬入時、以下の注意事項を順守すること。
4. 機構担当職員から指示があった場合は、建物内の床面及び壁に養生を施すこと。
5. 駐車場を利用する場合は、近隣の駐車場を利用すること。
6. 受注者が立ち会うこと。
7. 上記（ア）～（ウ）に対応できない場合は、機構担当職員に直ちに連絡し、納品方法について協議すること。
8. 納品完了時点で機構担当職員の検査を受け、その結果が不合格の場合には、機構担当職員の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
9. 調達物品は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第６条第１項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。
10. ソフトウェア等に関しては、機構からの指定がないものについては、原則最新のバージョン及び修正プログラム等を適用することとし、納品時点において最新の状態で提供すること。
11. ハードウェア及びソフトウェアの必要なマニュアルを最低一式用意すること。また、保証書、ライセンス証類は分類・整理し納入すること。
12. 契約期間満了時の返却に係る費用は受注者が負担すること。
13. 現在の脆弱性届出業務を運用するために必要な機器類からの移管が期日までに実施できない場合、その脆弱性届出業務を運用するに必要な費用について負担すること。
14. 以上のほか、本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時担当者の指示を仰ぐこと。
15. 納入期限

2022年6月30日までに全ての納品、設定作業を完了すること。但し、機器の搬入作業は6月16日までに実施すること。搬入日等については、別途当機構担当者と協議する。

1. 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス16 階

（参考）

2022情財第○○号

賃 貸 借 契 約 書（案）

　独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、下記第2条が定める賃貸借物件を甲が乙から賃借する件につき、以下の各条項により本賃貸借契約を締結する。

なお、賃貸借物件が下記第三者（以下「丙」という）の所有にかかる場合は、本賃貸借契約は甲乙丙三者間で締結されるものとし、かかる場合に該当しないときは、本賃貸借契約中の丙に関する記載部分については、当該記載が無いものとする。

（丙）　・・・（所在地）・・・

・・・（商号）・・・

・・（代表者名）・・・

（信義誠実の原則）

第1条　甲乙及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の内容）

第2条　乙は、別紙2物件明細表及び別紙3仕様書に定める物件（以下「賃貸借物件」という。）を右仕様書記載の使用目的のために甲に賃貸し、甲は、右使用目的のためにこれを賃借し、その対価として第５条所定の契約金額を乙に支払うものとする。

（納入場所及び納入期限）

第3条　賃貸借物件の納入場所及び納入期限は、別紙仕様書のとおりとする。

（賃貸借期間）

第4条　賃貸借期間は、2022年7月1日から2023年3月31日までとする。

2　前項に規定する賃貸借期間は、法令等及び甲の予算の範囲内において、甲及び乙が協議して変更することができる。

（契約金額）

第5条　契約金額は、○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円）とし、その内訳として月額賃借料を○○○，○○○円（税込）とする。

2　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。なお、右税額は、法改正等により税率等が変更等された場合は、新たに適用される税率等に基づいて算出される金額に自動的に変更されるものとし、新たな税目が適用されることとなる場合も同様とする。

3　前二項の契約金額には、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

（契約保証金）

第6条　甲は、本契約に関して乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（納入及び検査）

第7条　乙は、納入について事前に甲と協議の上、その結果に従って、甲立ち合いの下で納入場所で賃貸借物件を甲に納入する。

2　甲は、前項による納入を受けた日から10日以内に、乙立ち合いの下で、納入された物件について物件明細表及び仕様書への適合性等を検査する。なお、乙は、自ら右検査に立ち会えない場合は、賃貸借物件に通暁する者であって甲が承認する者を代理人として指定し、右代理人を立ち会わせるものとする。

3　検査に必要な費用は、軽微等により甲が明示で認めた費用を除いて、乙の負担とする。

（納入の完了及び危険負担）

第8条　賃貸借物件は、前条の検査合格をもって納入完了とする。

2　前条第2項所定の期間内に甲の別段の通知がない場合、賃貸借物件は前条の検査に合格したものとみなす。

3　賃貸借物件の亡失毀損その他一切の危険は、納入完了の時に甲に移転する。ただし、納入後の甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限りでない。

（契約金額の請求及び支払）

第9条　乙は、各月経過後、第5条に基づく当月分の月額賃借料の支払を甲に請求するものとする。

2　甲は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、当月分の月額賃借料を翌月末日までに乙に支払わなければならない（支払いに要する費用は甲の負担とする）。

（支払遅延利息）

第10条　甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に月額賃借料を支払わない場合は、右期限の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（納期の有償延期）

第11条　乙は、乙又は丙の責に帰すべき事由により期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延長を求めることができる。この場合甲は、遅延料を徴収して納期の延長を認めることができる。

（遅延利息）

第12条　前条に定める遅延料は、納入期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、契約金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）で計算した金額とする。

（納期の無償延期）

第13条　乙は、天災地変その他乙及び／または丙の責に帰し得ない事由により、期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延期を求めることができる。

2　この場合、甲は、その請求が正当と認めたときは、遅延料を徴収せず納期の延期を認めることができる。

（事情変更）

第14条　甲は、必要がある場合には、乙丙と協議して賃貸借の内容を変更し、又は賃貸借を一時中止することができる。

2　甲、乙、又は丙は、本契約の締結後、経済事情の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、本契約の変更協議を他の当事者に申し出ることができる。この場合、他の当事者は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

3　前二項の場合において、本契約に定める条項を変更するときは、甲乙丙が協議して、書面により定めるものとする。なお、上記変更は、右書面が有効に作成された時から効力を生じる。

（賃貸借物件の保守）

第15条　乙は、賃貸借物件が正常に稼働するよう、別紙3仕様書に定めるところに従って必要な保守を行わなければならない。この場合、甲の業務への支障等を回避又は最小化するために、軽微なものを除き、保守内容・時期・工程等について事前に甲と協議し、甲の書面による同意を得るものとする。なお、甲の責に帰すべき理由による修理の費用、又は本契約に含まない特別な保守（賃貸借物件の改良等）の費用は、特別の事情がある場合を除き、甲の負担とし、必要に応じて別途契約を締結する。

2　乙は事前に甲の書面による承認を得た上で、前項における保守の全部または一部を第三者に委託できる。その場合において乙は、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該委託が契約金額の100分の10未満である場合には、この限りではない。

（1）委託先の商号又は名称及び住所

（2）委託先の業務の範囲

（3）委託を行う合理的理由

（4）委託先が、委託される業務を履行する能力

（5）委託に要する費用

（6）その他甲が必要と認める事項

3　乙は、賃貸借物件の欠陥又は保守不完全等（仕様書記載の使用目的への不適合を含む。）に起因する故障・動作不良等のため甲の業務に支障をきたすおそれがあるとして甲から要求を受けた場合は、第１項に関わらず、乙の責任と費用負担において、直ちに同等以上の機能・性能・仕様等を有する代替物件を使用できるよう必要な措置を講じるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由が一因となる場合は、当該措置に要する費用の負担割合等については甲乙協議によって定める。

4　甲は、法令が定める場合の他、第1項又は第3項に基づいた乙の適時適切な対処が期待できないと認めるべき合理的理由がある場合は、乙による対処を待たず、又は乙による対処に代えて、自ら適時適切な対処を行うことができる。その場合に要した費用は乙の負担とする。

5　丙は、本条に基づく乙又は甲の所為を妨げてはならず、また、本条に基づく乙又は甲の所為について乙又は甲から協力を求められた場合は、これに積極的に無償協力するものとする。

（賃貸借物件の善管注意義務）

第16条　甲は、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件を管理するものとし、また、当該注意義務の範囲内で賃貸借物件の保全のため乙が定めた温度、湿度等を良好な状態に保つものとする。

2　乙は、点検及び保守にあたり、常に前項後段の管理についても注意を払い、また、賃貸借物件及び／または使用方法等について異常、注意点、留意点等を発見した場合には、直ちに甲に助言するものとする。

3　甲は、賃貸借物件の使用目的に沿った通常の用法に従う場合を除き、賃貸借物件の原状を変更してはならない。

（転貸の禁止、賃貸借物件の譲渡等）

第17条　甲は、賃貸借物件を他に使用させ（通常の用法に従う場合を除く。）、又は担保に供する等してはならない。

2　第三者が、賃貸借物件について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより乙又は丙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、賃貸借物件が乙又は丙の所有であることを主張して異議を述べるとともに、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

3　乙は、自己が賃貸借物件の所有権者である場合であって、賃貸借物件を他人に譲渡するときは、本契約上の賃貸人の地位が他人に移転することのないように適切な法的措置を講じるものとする。

4　丙は、賃貸借物件を他人に譲渡する場合、本契約上の丙の地位を当該他人が承継することとなるように適切な法的措置を講じるものとする。

（賃貸借物件の滅失又は毀損）

第18条　賃貸借物件が滅失、盗失、毀損等した場合、その原因及び責任の所在等の如何に関わらず、甲は直ちに乙に通知し、必要な対応措置について甲乙間（乙が必要と認めた場合は、乙が丙に通知して甲乙丙間）で協議するものとする。但し、軽微の毀損等の場合は、甲は、自己の判断に従い適切に対応することができるものとする。

（動産総合保険）

第19条　乙又は丙は、自己の費用負担で、賃貸借物件につき少なくとも賃貸借期間全体を保険期間とし、乙又は丙を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとする。

2　甲は、動産総合保険契約に規定される保険事故の発生を認めたときは、直ちに乙に通知するものとする。この場合、丙への通知は乙が責任をもって行うものとする。

3　甲は、保険事故により保険会社から乙又は丙に支払われる保険金の限度内において、当該保険事故に対して甲が負うことあるべき損害賠償の支払義務を免れるものとする。

（権利義務の譲渡）

第20条　乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで本契約が定める義務の全部または一部を第三者（丙を含む。以下同様）に承継せしめ、又は本契約によって生ずる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（契約の解除）

第21条　甲は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃貸借物件の使用に係る甲の事業が中止又は変更等された場合は、乙に対して30日の予告期間を定めて書面により通知して、本契約を解除することができる。この場合、丙への通知は乙が責任をもって行うものとする。

2　甲は、次に掲げる事項の一に該当するときは、乙に対して書面により通知し、本契約を無償解除することができる。この場合、丙への通知は乙が責任をもって行うものとする。また、乙及び／又は丙に帰責事由ある場合は、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙及び／又は丙から徴収することができる。

（1）事由の如何を問わず期限までに賃貸借物件が納入されず、または合理的期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。

（2）乙又は丙が本契約の解除を請求したとき。

（3）本契約に関するか否かを問わず、乙若しくは丙、又はその代理人若しくは使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。

（4）乙又は丙に、甲若しくは他人の法的利益を侵害する言動があり、甲の是正要求に従わないとき。

（5）前各号に定めるもののほか、甲が、第14条第2項が想定する状況を超える社会情勢の著しい変化その他、自己の責に帰し得ない事由によって本契約を継続し難い深刻な状況に置かれることとなったとき。

3　前項に定める違約金は、別途損害賠償の請求を妨げず、また、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4　乙又は丙は、各々、第14条第2項が想定する状況を超える社会情勢の著しい変化その他、自己の責に帰し得ない事由によって本契約を継続し難い深刻な状況に置かれることとなったときは、７日間の予告期間を定めて書面により甲に通告して、本契約を無償解除することができる。この場合、乙丙間の通告は、各々、各自が責任をもって行うものとする。

（損害賠償等）

第22条　甲乙及び丙は、各々、第14条第1項又は第2項の規定に基づく契約変更等に起因する損失等に関して、相互に損失補償その他一切の請求をしないものとする。なお、甲乙間における発生済みの月額賃借料の請求は、右契約変更等によって何らの影響も受けないことを確認する。

2　前条第1項の規定による解除の場合、乙は甲に対して損失補償を請求できるものとする。その場合の補償額は、甲乙協議によって決定する。なお、本項所定の解除の場合、甲は丙に対して何らの義務も負わない。

3　前条第2項の規定による解除の場合であって乙又は丙に帰責事由あるときは、甲は乙又は丙に対して損害賠償を請求できるものとする。

4　甲は、第19条に規定する動産総合保険で補償対象とされる事項については、当該事項に起因する損害等に対して賠償等の責任を負わないものとする。

5　乙及び／又は丙は、本契約を履行するに当たり、両者／自己の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、両者／自己の責任と費用負担においてその損害の賠償を行うものとする。

6　第2項、第3項又は一般の契約違反に基づく損害賠償等の額は、乙が第9条に基づいて受領済みの金額の総額を上限として、該当する当事者間で協議して定めるものとする。

（引取諸掛等）

第23条　乙は、契約期間の満了又は契約の解除に伴って賃貸借物件を引き取る場合、必要な荷造り及び運搬の費用を負担するものとする。但し、契約の解除が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2　契約終了事由の如何を問わず、賃貸借物件の返還は、当該返還時点での現状有姿での返還をもって足りるものとする。なお、返還までに生じた毀損等については、本契約の他の条項が定めるところに従うことを確認する。

（違約金に関する遅延利息）

第24条　乙が第21条第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第25条　甲乙及び丙は、各々、相互に本契約の履行過程において知り得た他の当事者の秘密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、法令等、官公署の要求に基づいて、また甲の場合は更に公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除くものとする。

2　個人情報に関する取扱いについては、別紙1「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（契約不適合）

第26条　乙は、賃貸借物件が本契約の目的に適合しない（以下「契約不適合」という。）事実がある場合、民法その他の適用法令が定めるところに従い、追完等の責任を負うものとする。但し、民法第562条第１項但書は、甲に合理的理由がある場合は適用しない。

2　丙は、前項によって乙が負う契約不適合責任の履行について、甲のために、乙と連帯してその責任を負う。

（紛争又は疑義の解決方法）

第27条　本契約について、当事者間に紛争又は疑義が生じたときは、当該各当事者は誠意をもって協議の上解決するものとする。

2　前項の規定による解決のために要する一切の費用は、各当事者の自己負担とする。

（管轄裁判所）

第28条　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙又は丙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙又は丙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　乙又は丙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　乙又は丙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙又は丙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、乙又は丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙又は丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙又は丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙又は丙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙又は丙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙又は丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　甲は、乙又は丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　乙又は丙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙又は丙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙又は丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙又は丙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙又は丙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙又は丙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、乙又は丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙又は丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙又は丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙又は丙に対し違約金を請求することを妨げるものではない。

7　乙又は丙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙又は丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　乙又は丙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2/3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　東京都文京区本駒込二丁目28番8号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人情報処理推進機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　富田 達夫

　　　乙　○○県○○市○○町○丁目○番○○号

株式会社○○○○○○○

代表取締役　○○　○○

丙　△△県△△市△△町△丁目△番△△号

株式会社△△△△△△△

代表取締役　△△　△△

（別紙1）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　乙及び丙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙又は丙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　乙及び丙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　乙及び丙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む。）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙及び丙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙及び丙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　乙及び丙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　乙及び丙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　乙及び丙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙及び丙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙及び／又は丙に事前に通知の上乙及び／又は丙の事業所に立入り、乙及び／又は丙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙及び丙は、これに従わなければならない。

5　乙及び丙は、本業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙又は丙が自ら収集したものを含む。）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは本業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙及び丙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙又は丙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙及び丙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙及び丙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙及び丙は、前項の記録を本業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙又は丙が甲の承諾を得て本契約事項を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙又は丙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙又は丙の行為とみなし、乙又は丙は、本特則に基づき乙又は丙が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条　乙又は丙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙又は丙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙又は丙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙又は丙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙又は丙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1項の事故が乙又は丙の本特則の違反に起因する場合は、本契約よって本契約が解除される場合を除き、乙又は丙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

（別紙2）

**物　件　明　細　表**

件　名：「脆弱性届出業務に係る機器等一式の調達（再々リース）」

１．物件明細表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 品名 | 数量 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２．設置場所

東京都文京区本駒込2－28－8　文京グリーンコートセンターオフィス

独立行政法人情報処理推進機構　事務所内

以上